平成２３年（フ）第４６号
岐阜県下呂市森1075番地
債務者　株式会社下呂館
代表者代表取締役　小林　一雄
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後２時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
岐阜市本町１丁目26番地
債務者　株式会社伊勢長
代表者代表取締役　加藤由加利
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
広島県三原市宮浦５丁目17番16号
債務者　三原塗装株式会社
代表者代表取締役　古田　裕貴
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内奈保子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
兵庫県姫路市飯田75番地の１
債務者　株式会社姫路ゴダイ
代表者代表取締役　日高　　彰
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成23年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６４３号
宮城県宮城郡利府町森郷字堀川30番地１　堀川団地１－４号
債務者　平塚　廣孝
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　純哉
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
福岡県大川市大字郷原541番地２
債務者　田島　秀之
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　武志
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
福岡県小郡市大板井422番地２、前住所福岡県久留米市梅満町611－１
債務者　住吉　保子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永孝太朗
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５５２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11－853号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目33番地７
債務者　染田　兼藤
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９１号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目３番３－203号
債務者　八剣伝門戸厄神店こと　森岡　純一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４７号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目31番地の12、前住所兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番３－612号
債務者　田中シーリングこと　田中　明広
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７３号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町４番５－201号
債務者　實方　司郎
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６号
青森市浪岡大字郷山前字上野57番地７
債務者　一戸　省子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田健一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第７５号
青森県弘前市大字東城北３丁目１番地１
債務者　工藤　隆之
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　航平
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
青森地方裁判所弘前支部